



報道関係機関各位

発信年月日	令和 7 年 7 月 23 日	送付枚数（本紙含む）	2 枚
担当部名	部長名	担当者職氏名	連絡先電話番号
消防本部	消防長 中野 秀爾	総務課長 配川 勝行	0837-52-2177

件 名	消防職員の懲戒処分の公表について
内 容	この度、本市消防本部の職員において、地方公務員法等に反する行為が認められたため、所定の手続に基づき、懲戒処分を実施しました。 つきましては、別添のとおり処分内容を公表いたします。 関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。 今後、このような事態が再び発生することのないよう、職員一人ひとりの服務規律の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

令和 7 年 7 月 23 日
美祢市

懲戒処分の公表

職員の懲戒処分を行ったので、「美祢市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

当該職員は、令和 7 年 1 月、宇部市内の商業施設において、自身のスマートフォンで女性のスカート内を無断で撮影し、性的姿態等撮影の容疑で書類送検され、山口簡易裁判所から罰金 40 万円の略式命令を受けたもの。

2 被処分者

消防本部（消防吏員） 主任（消防士長） 30 代 男性

3 処分内容

停職 3 か月

4 処分年月日

令和 7 年 7 月 23 日付け

5 消防長コメント

本件は、消防行政に対する市民の皆様の信頼を損なう重大な事案であり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、全職員に対し服務規律や公務員としての自覚について改めて指導を徹底し、再発防止と信頼の回復に向け、組織全体で真摯に取り組んでまいります。